

令和6年第6回（2024年第6回）
八街市農業委員会総会

令和6年6月7日
八 街 市 農 業 委 員 会

令和6年第6回（2024年第6回）農業委員会総会

令和6年6月7日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

＜農業委員＞

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 古市正繁 | 5. 久野紀子 | 9. 今関富士子 |
| 2. 山本元一 | 6. 中村勝行 | 10. 貫井正美 |
| 3. 小川正夫 | 7. 深澤一郎 | 11. 岩品要助 |
| 4. 望月浩樹 | 8. 円城寺伸夫 | |

＜農地利用最適化推進委員＞

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 清水 隆 | 7. 松下雅弘 | 14. 鵜澤良一 |
| 2. 内貴光男 | 9. 小山哲章 | 15. 古川儀行 |
| 3. 伊藤勇士 | 10. 飛田芳文 | 16. 加藤秀雄 |
| 4. 保谷研一 | 11. 鈴木弘明 | 17. 井口裕史 |
| 5. 浅羽宏明 | 12. 今井定男 | 18. 山本 健 |
| 6. 松原 勝 | 13. 小倉 正 | |

2. 欠席者

＜農地利用最適化推進委員＞

8. 山本和秀

3. 事務局

- | | | | |
|------|------|-----|-------|
| 事務局長 | 小川正一 | 副主幹 | 萱生幸宏 |
| 副主幹 | 齋藤康博 | 主査 | 市原ふみよ |

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第6号 農用地利用集積計画（案）の承認について（農地中間管理事業）
議案第7号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施
状況の公表について

5. その他

報告第1号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

報告第2号 農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について

報告第3号 農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について

○小川事務局長

開会を宣す。（午後３時００分）

○岩品会長

さて今月の案件は、農地法第３条、４条、５条本体で１３件、その他議案３件が提出されております。慎重審議をお願いします。

ただいまの出席農業委員は１１名全員ですので、この総会は成立しました。また、農地利用最適化推進委員の出席委員は１７名です。なお、推進委員の山本和秀委員より欠席の連絡がありましたのでご報告します。

それでは日程に従いまして、会務報告をお願いします。

小川事務局長、お願いします。

○小川事務局長

会務報告いたします。

５月１０日金曜日午後１時３０分から、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第１班、山本元一班長、中村委員、深澤委員で実施いたしました。

５月１５日水曜日午前１０時から、印旛郡市農業委員会連合会通常総会を佐倉市印旛合同庁舎で開催され、岩品会長が出席いたしました。

５月２０日月曜日午後１時３０分から、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第２班、古市班長、小川委員、久野委員で実施いたしました。

５月３０日木曜日午後１時３０分から、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第２班、古市班長、小川委員、久野委員で実施いたしました。

５月３１日金曜日午前１０時から、産業まつり実行委員会を市役所第１会議室で開催され、岩品会長、貫井副会長が出席いたしました。

６月３日月曜日午後４時から、野生鳥獣被害防止対策協議会を市役所保健センター３階大会議室で開催され、岩品会長が出席いたしました。

以上です。

○岩品会長

次に議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○岩品会長

ご異議がなければこちらから指名します。今月は議席番号３番、小川委員、４番、望月委員をお願いします。

議事に入ります。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○齋藤副主幹

議案書３ページをご覧ください。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について

ご説明いたします。

番号１、区分、売買、所在、八街字藤株地先、地目、畑、面積１，６０９平方メートルほか２筆、計３筆の合計面積５，１１７平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大したい。義務者事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため。

番号２、区分、地上権、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積４９７平方メートル。権利者事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由、権利者からの要望、及び所有農地の有効利用のため。

番号３、区分、地上権、所在、沖字西沖地先、地目、畑、面積１８５平方メートルほか１筆、計２筆の合計面積５１９平方メートル。権利者事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由、権利者からの要望、及び所有農地の有効利用のため。

番号４、区分、売買、所在、沖字中沖地先、地目、畑、面積１，９８３平方メートルほか１３筆、計１４筆の合計面積２万７，７６２平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大したい。義務者事由、高齢による農業経営規模縮小のため。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたが、議案第１号２番は、議案第３号１番、及び議案第４号１番に関連しておりますので、議案第４号１番で、担当委員の小山委員に調査報告、並びに、議案第１号３番は、議案第３号２番、及び議案第４号４番に関連しておりますので、議案第４号４番で担当委員の鶴澤委員に調査報告をお願いします。

最初に、議案第１号１番について、小山委員、調査報告をお願いします。

○小山委員

議案第１号１番、農地法第３条申請に関わる調査結果について報告します。

申請地について、位置は八街北中学校から北西に１．５キロメートルに位置します。境界は杭や境木で区切られています。現況は耕作されていない状態です。進入路は市道に面しており確保されています。

農地所有適格法人としての要件についてでございますが、申請者は株式会社で、農産物の生産を行っております。構成員要件、議決要件、及び役員の要件についても、農地法第２条第３項に規定する要件は全て満たしております。

次に、農地法第３条第２項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。権利者がリースする主な農機具は、トラクター２台、トラック（２トン）１台、軽トラック１台等です。労働力は役員４名で、３名が年間１５０日以上であり、技術力についても問題ありません。また、過去３年間に於いて、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保については、現在、畑を耕作できる状況にするため、施肥にて土壌改良をしており、耕作地として回復ができ次第、耕作開始を考え

ているとのことでした。

その他参考となる事項として、営農計画はタマネギ、トウモロコシを作付する予定であり、通作距離は会社から申請地まで約１０キロメートル、車で約１５分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第３条第２項の各号の不許可基準には該当しておらず、また、農地所有適格法人の要件も満たしておりますので、本案件は、何ら問題ないと思われれます。

以上調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第１号４番について、鶴澤委員、調査報告をお願いします。

○鶴澤委員

議案第１号４番、農地法第３条申請に係る調査結果について報告いたします。

申請地については、市役所より南西へ約８．５メートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。境界は石杭が打たれており、現況はショウガが作付されております。

次に、農地所有適格法人としての要件についてでございますが、申請者は株式会社で、農産物の生産を行っております。構成員要件、議決要件及び役員の要件についても、農地法第２条第３項に規定する要件は全て満たしております。

次に農地法第３条第２項の不許可基準に該当するか否かについて報告いたします。権利者が所有及びリースする主な農機具は、トラクター５台、耕耘機３台、トラック１台、堀取機２台です。労働力は役員３名、従業員４名で、年間１５０日以上であり、技術力にも問題ありません。また、過去３年間に於いて、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他参考となる事項として、営農計画はジャガイモ、ショウガ、サトイモ、ニンジンを作付する予定で、通作距離は会社から申請地まで約８キロメートル、車で約２０分です。

以上の内容から、権利者及び役員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について、効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第３条第２項各号の不許可基準には該当しておらず、また、農地所有適格法人の要件を満たしておりますので、本案件は何ら問題ないと思われれます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に議案第１号１番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可することに決定します。

次に、議案第1号4番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、4番は許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○萱生副主幹

それでは5ページをご覧ください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在、四木字東四木地先、地目、畑、面積606平方メートルのうち170.93平方メートル。転用目的、貸駐車場用地。転用事由、所有する倉庫を貸し付けるにあたり、従業員用の駐車場がないため、隣接する当該申請地を貸駐車場用地として整備したいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

議案第2号1番について、今井委員、調査報告をお願いします。

○今井委員

議案第2号、農地法第4条の規定による申請に係る調査結果について報告します。

まず立地基準ですが、申請地は二州小学校の北方約2.5キロメートルに位置しております。

申請地は、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当する第2種農地であります。

申請者は既に隣接地に倉庫を建てており、今回の申請地に駐車場を整備して倉庫と一体的に貸し付けたいとのことをございます。駐車場は、碎石を敷き、周囲はコンクリート板を設置し、駐車予定台数は11台の計画です。当該敷地の周囲は全て自己所有地でありますので、周辺農地の営農条件への支障は特にないものと考えられます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第2号1番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局、説明願います

萱生副主幹、お願いします。

○萱生副主幹

それでは、6ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積497平方メートルのうち、0.26平方メートル。当初目的及び変更後の目的、営農型太陽光発電設備用地。変更に至った事由、営農型太陽光発電事業を子に承継したいというものです。

農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地に該当します。なお、本件は、議案第1号2番、第4号1番に関連しております。

番号2、所在、沖字西沖地先、地目、畑、面積185平方メートルのうち0.1平方メートルほか1筆、計2筆の合計0.34平方メートル。当初目的及び変更後の目的、営農型太陽光発電設備用地。変更に至った事由、営農型太陽光発電事業を子に承継したいというものです。

農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当します。なお、本件は議案第1号3番、第4号4番に関連しております。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたが、担当委員の調査報告は、議案第4号でお願いします。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

萱生副主幹、お願いします。

○萱生副主幹

それでは、7ページをご覧ください。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてをご説明いたします。

番号1、区分、一時転用、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積497平方メートルのうち0.26平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。

本件は、既に太陽光発電設備が設置され、下部農地についても営農している営農型太陽光発電設備の権利を移転したいというものです。簡単に説明しますと、まず計画変更承認申請にて、

太陽光発電設備の権利者を変更します。これに伴い、農地法第5条申請で変更される権利者と地権者にて新たに一時転用の許可を得ます。さらに、これら農地転用の許可に合わせ、地上権についても、新しい権利者と地権者との間で設定する必要があることから、農地法第3条の許可申請が出されております。なお、下部農地の耕作者について変更はありません。

農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号2、区分、売買、所在、富山宇富山地先、地目、宅地現況畑、面積316.44平方メートルほか1筆、計2筆の合計495.93平方メートル。転用目的、作業場用地。転用事由、現在、機械修理・機械部品販売業を営んでいるが、既存施設が手狭なため、当該申請地を取得し、作業場として整備し、自ら経営する会社に貸し付けたいというものです。

農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号3、区分、売買、所在、大木宇大富向地先、地目、畑、面積、418平方メートルほか1筆、計2筆の合計683平方メートル。転用目的、宅地分譲（2区画）用地。転用事由、宅地分譲（2区画）の造成販売です。

農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号4、区分、一時転用、所在、沖宇西沖地先、地目、畑、面積、185平方メートルのうち0.1平方メートルほか1筆、計2筆の合計0.34平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。

本件は既に太陽光発電設備が設置され、下部農地についても営農している営農型太陽光発電設備の権利を移転したいというものです。先ほどの1番で流れを説明したとおり、まず計画変更承認申請にて権利者を変更します。これに伴い、農地法第5条にて新たに一時転用の許可を得まして、さらに農地法第3条で新たな地上権の設定をするための許可申請が出されております。なお本件についても、下部農地の耕作者について変更はありません。

農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当します。

番号5、区分、売買、所在、上砂宇積田谷地先、地目、畑、面積、188平方メートルほか2筆、計3筆の合計1,694平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得たいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号6、区分、売買、所在、山田台宇山田台地先、地目、畑、面積、928平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得たいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第２種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に議案第４号１番、議案第３号１番及び、議案第１号２番について、小山委員、調査報告をお願いします。

○小山委員

議案第１号２番、議案第３号１番、議案第４号１番は関連案件ですので、一括して調査報告いたします。

本案件は、農地の借受者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、その営農型太陽光発電事業を子に承継しようとするものです。

立地基準ですが、八街北中学校より南へ２００メートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されています。

農地区分としましては、事務指針２６ページ、②の㉔に該当するため、第１種農地と判断しました。第１種農地の場合の事務指針３０ページ、②の㉕による例外に該当します。

営農計画ですが、現在、ヒサカキを耕作中です。

以上のことから、本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作を継続しながら行う事業でありますので、何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第４号２番について、清水委員、調査報告をお願いします。

○清水委員

議案第４号２番について調査報告します。

立地基準ですが、申請地は、八街駅より北方向へ約３キロメートルに位置し、八街市道に接道しております。

農地区分としては、事務指針２６ページ、②の㉔に該当するため、第１種農地と判断しました。第１種農地の場合、事務指針３０ページの②の㉕の（オ）による例外に該当します。

次に一般基準ですが、現作業場が手狭になったため、隣接する申請地４９５．９３平方メートルを自己資金で取得し、作業場を拡張する計画です。現状では道路より低いため、碎石敷きにし、隣地境界にはコンクリートブロックと簡易土留するので、水または土砂等の流出はありません。雨水は敷地内浸透します。

以上で、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われます。

以上、報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第４号３番について、内貴委員、調査報告をお願いします。

○内貴委員

議案第4号3番、農地法第5条の申請に係る調査結果について報告します。

立地基準ですが、申請地は八街駅より南東に約1キロメートルに位置し、進入路は千葉八街横芝線より確保されています。申請地を選んだ理由としては、近隣に住宅、スーパーがあり居住に便利なためということです。

農地区分としては、事務指針28ページの④の⑥に該当するため、第3種農地と判断しました。

一般基準ですが、権利者は683平方メートルを取得して宅地分譲（2区画）を整備するので、面積は妥当と思われます。資金は自己資金で、造成計画は埋め立ては行わず、敷地内整地のみ行います。用水は市営上水道を引き込み、雨水は浸透枳を設置し敷地内で処理。汚水雑排水は公共下水道に接続して処理をします。

周辺農地への被害防止対策として、コンクリートブロック舗装止を設置し、雨水・土砂等の流出を防止します。隣接農地所有者からの了承も受けています。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題はないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号4番、議案第3号2番及び、議案第1号3番について、鵜澤委員、調査報告をお願いします

○鵜澤委員

議案第1号3番、議案第3号2番、議案第4号4番は関連案件ですので、一括して調査報告をいたします。

まず立地基準ですが、市役所より南西約10.5キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては農振農用地で事務指針26ページ、②の④に該当するため、第1種農地として判断いたします。農振農用地の場合、事務指針29ページ、①の③による例外に該当いたします。また第1種農地の場合、事務指針30ページ、②の⑥による例外に該当いたします。

本案件は農地の借受者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型発電事業を行い、安定した収入を得ようとするものです。その営農型太陽光発電事業を子に承継しようとするものです。

営農計画ですが、現在ヒサカキを耕作中です。

以上のことから、本案件は、営農型太陽光発電事業であり、耕作を継続しながら行う事業でありますので、何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります

○岩品会長

次に、議案第4号5番について、山本健委員、調査報告をお願いします。

○山本健委員

議案第4号5番、農地法第5条の許可申請について。

申請地は、市立川上小学校より南東に6.6キロメートル地点にあり、八街市道に面しております。

農地区分としては、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当のため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準として、本案件は太陽光発電施設用地であり、面積も1,694平方メートルであり、妥当と思われます。資金は自己資金で賄うとのことでもあります。

また、周辺農地の営農条件への支障について、南北に少し農地があり、所有者に説明済みであり、雨水も自然浸透です。施設周囲も安全にフェンスを設置とのこと。また、権利者は既に近隣に事業も行っており、必要性についても、許可後も速やかに行うと判断いたしました。

これらのことから立地基準、一般基準に何ら問題ないと思われます。

以上、調査報告を終わります

○岩品会長

次に、議案第4号6番について、小倉委員、調査報告をお願いします。

○小倉委員

議案第4号6番、農地法第5条の規定による転用許可申請について調査報告いたします。

本申請は太陽光発電施設用地としての転用許可申請となります。

まず立地基準ですが、市立二州小学校より北西約1キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に一般基準ですが、本申請は、太陽光発電施設用地ということで、申請面積928平方メートルであり、問題ないと思われます。資金の確保につきましては自己資金にて賄う計画となっております。

次に周辺農地の営農条件への支障について、北側、西側農地とも遊休農地であり、所有者への説明了解済みとのことでした。

これらのことから立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第4号1番及び、議案第3号1番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第４号１番及び、議案第３号１番は許可相当に決定します。

なお、この議案に関連します、議案第１号２番については、農地法第５条の一時転用に
していることから、今後の事務処理について、知事の許可処分に合わせて、農地法第３条の許
可処分を行うことに、ご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

○岩品会長

ご異議がなければ、今後の事務処理は、知事の許可処分に合わせて、農地法第３条の許可処
分を行います。

次に、議案第４号２番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、２番は許可相当に決定します。

次に、議案第４号３番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、３番は許可相当に決定します。

次に、議案第４号４番及び、議案第３号２番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙
手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第４号４番及び、議案第３号２番は許可相当に決定します。

なお、この議案に関連します、議案第１号３番については、農地法第５条の一時転用に
していることから、今後の事務処理について、知事の許可処分に合わせて、農地法第３条の許
可処分を行うことに、ご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

○岩品会長

ご異議がなければ、今後の事務処理は、知事の許可処分に合わせて、農地法第３条の許可処
分を行います。

次に、議案第４号５番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、５番は許可相当で決定します。

次に、議案第４号６番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、6番は許可相当に決定します。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書9ページをご覧ください。議案第5号、農用地利用集積計画（案）の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和6年5月23日付けで、八街市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定において、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積7,461平方メートルのうち6,626平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1万平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、新規です。

番号2、榎戸字新地地先、及び鳴山地先、地目、畑、面積2,398平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積9,041平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は1年、新規です。

番号3、所在、木原字釜場台地先、地目、畑、面積3,332平方メートル。利用権の種類は、使用賃借権、期間は3年、再設定です。

番号4、所在、砂字瀬田入地先、地目、畑、面積5,239平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は4年、再設定です。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号を承認することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第5号は承認することに決定します。

次に、議案第6号、農用地利用集積計画（案）の承認について（農地中間管理事業）を議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書10ページをご覧ください。議案第6号、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和6年5月23日付けで、八街市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定において、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、東吉田字二塚地先、地目、山林現況畑、面積、2,009平方メートル。利用権の種類は、使用貸借権、期間は認可の公告日から6年、令和12年6月10日まで、再設定です。

番号2、所在、八街字実生松地先、地目、畑、面積9,457平方メートルのうち、8,000平方メートル。利用権の種類は、賃借権、期間は認可の公告日から5年、令和11年6月10日まで、新規です。

番号3、所在、東吉田字迎ヒ地先、地目、畑、面積、1,324平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積1万2,024平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から5年、令和11年6月10日まで、再設定です。

ただいまご説明いたしました番号1から3の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第6号を承認することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第6号は承認することに決定します。

会議中ではございますが、ここで15分間休憩します。

休憩 午後3時40分

再開 午後3時56分

○岩品会長

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

はじめに、深澤委員より早退の申出がありましたので、これを許可しました。

それでは、議案第7号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書11ページ、議案第7号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況そ

の他事務の実施状況の公表についてご説明いたします。お手元の資料で、資料 1、別紙様式 5 と書かれた資料をご用意ください。

農業委員会の事務の情報公開につきましては、従来から審議の透明性を図るということから、総会の議事録を作成し、これを縦覧に供さなければならないとされてきたほか、農業委員会の活動について広く一般に知っていただくよう、担い手への集積状況等に関する活動状況をまとめ、ホームページにて公表していたところでございます。

今回、農業委員会に定められた事務が見直され、農地等の利用の最適化の推進状況、その他の農業委員会における事務の実施状況に関する情報について、毎年度 3 月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、6 月末までに公表した内容についてはインターネット等で公表することが、令和 4 年 2 月 2 日付けで、農林水産省経営局長、及び同農政課長から通知がありました。

それでは、お手元の資料をご覧ください。Ⅰ 農業委員会の状況につきましては、前年度目標設定を行った時点の令和 5 年 4 月 1 日現在の状況が記されております。

次ページ、Ⅱ 最適化活動の実施状況の、1 最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積、③実績につきましては、新規集積面積 24 ヘクタール。今年度末の集積面積累計、1,224 ヘクタール。今年度末の集積率、36.3%。目標に対する達成率は 81.4%となりました。農業委員会の点検結果については、委員の日々の活動により集積明確面積の拡大を行いました。

(2) 遊休農地の発生防止解消、③実績につきましては、緑区分の遊休農地の解消面積は 0.7 ヘクタール、達成状況は 0.3%です。

④その他については、令和 5 年度に実施した農地の利用状況調査の結果となっております。1 号遊休農地は 167.4 ヘクタールあり、うち緑区分の遊休農地が 3.8 ヘクタール、黄色区分の遊休農地が 163.6 ヘクタールとなっており、その後、所有者に利用意向調査を実施いたしました。農業委員会の点検結果としては、緑区分の解消以外にも、黄色区分についても農地の貸借等により遊休農地の減少を行ったとしております。

(3) 新規参入の促進、③実績につきましては、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積はありませんでした。参考としては、令和 5 年度中の参入経営体は 2 経営体、取得面積 1 ヘクタール。農業委員会の点検結果としては調査委員会等の際に新規営農者へアドバイス等を行った。

2 最適化活動の活動目標、(2) 活動強化月間の設定、②実績につきましては、9 月に遊休農地の発生防止解消のため、パトロールを実施したこと、10 月・11 月は農業者年金加入推進の強化月間で戸別訪問した際に合わせて農地の集積について話をしたということで記載いたしました。

(3) 新規参入相談会につきましては、日程が合わず実施できませんでした。

目標の達成状況の評語につきましては、目標に対して期待をやや下回る結果になった。

Ⅲ 事務の実施状況につきましては、1 総会・部会の開催実績、2 農地法第 3 条に基づく許可事務、3 農地転用に関する事務、4 違反転用への対応について記載されております。

以上の内容について、インターネットへの公表について承認を求めるものです。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第7号を公表することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第7号は公表することに決定します。

次に、報告第1号から報告第3号についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書12ページをご覧ください。報告第1号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積7,461平方メートルのうち6,626平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1万平方メートル。合意の成立日、令和6年4月1日、土地引き渡し時期、令和6年6月30日です。

番号2、所在、山田台字山田字地先、地目、畑、面積、535平方メートルほか7筆、計8筆の合計面積6,037平方メートル。合意の成立日、令和5年12月5日、土地引き渡し時期、令和5年12月31日です。

番号3、所在、沖字東沖地先、地目、畑、面積750平方メートル。合意の成立日、土地引き渡し時期、令和6年5月1日です。

○萱生副主幹

続いて13ページをご覧ください。報告第2号、農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届け出についてご説明いたします。

番号1所在、八街字立合松東地先、地目、畑、面積4,016平方メートルのうち72平方メートル、目的、土留用地。道路からの土砂等の流入を防ぐため、芝張りによる土留めで、法面部分を補強したいというものです。

続きまして14ページをご覧ください。報告第3号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届け出についてご説明いたします。

番号1、所在、小谷流字牛ヶ池尻地先、地目、畑、面積、165平方メートルほか5筆、計6筆の合計611平方メートル、目的、市道拡張用地。市道215号線として整備し、利用したいというものです。

以上です。

○岩品会長

ただいまの報告事項は事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等ございますでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質問がなければ、本日の議題審議は全て終了しました。

事務局にお返しします。

○小川事務局長

閉会を宣す。（午後４時０５分）

議事録署名人

議 長

3 番

4 番